露店での対象火気器具使用には、消火器の準備が必要となります！

平成２５年８月１５日に発生した京都府福知山花火大会会場で発生した火災を教訓に、屋外における催しの防火管理体制の構築を図ることを内容とした火災予防条例の一部が改正されました。

※改正内容は、下記のとおりです。

多数の者の集合する催し（祭礼、縁日、花火大会、展示会など）で対象火気器具等を使用する場合

↓

「消火器の準備」が必要となります。

Q＆A

Q、対象火気器具等とは？

A、裸火を使用する器具又は電気を熱源とする器具（炭、ＬＰガス、携帯発電機、ＩＨコンロなど）

Q、対象外となる催しとは？

A、親近者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催する餅つき大会、地域の文化祭などは対象外となります。（相互に面識がある催しは、対象外となります。

火気器具等を取扱う露店開設に伴う流れ

火気器具等を取扱う露店 →

- 「消火器」の準備

- 「露店等の開設届出書」の提出

※露店開設５日前までに提出

～対象外となる催しの際のお願い～

別紙「あなたのお店は大丈夫ですか？」を活用し、火災予防上安全であるかチェックを行ってください。

＜問い合わせ先＞
内灘町消防本部　予防課
ＴＥＬ：（０７６）２８６－０１１９

あなたのお店は大丈夫ですか？

次のうち該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

No.	チェック項目	チェック内容
1	開設場所	□消火栓、防火水槽等の消防水利使用の妨げる場所には設置していません。（消防水利から５m以上離れている。）
		□消防車の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障がでる場所には設置していません。
		□強風等で屋台・テントが倒壊、飛散したりしないよう固定されています。
		□発電機を使用しています。（※No.８.No.９を必ずチェックする。）
2	自主防火管理（消火の準備）	□消火器を準備しています。
		□消火器の正しい取扱い方法を確認しています。
		□万が一に備え、１１９番通報、避難誘導等の担当者を決めています。
3	火気器具等	□火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用しています。
		□火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。
		□火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。
4	ＬＰガス	□ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に、鎖等で固定して設置され、火気器具等から２m以上離れています。
		□ゴムホースは、ひび割れや焦げ等で劣化のないＬＰガス専用のものを使しています。
		□火気器具等とゴムホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定しています。
		□１本のボンベから２以上の火気器具等に分岐して使用していません。
5	カセットコンロ	□カセットコンロを使用する場合は、取扱い注意事項を守り正しく使用しています。
6	まき、炭等	□まき、炭等を使用するときは、みだりにその場を離れず、残火や取り灰などの後始末を確実に行います。
7	電気器具	□たこ足配線はせず、許容電流を守っています。
		□水がかかるおそれがある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しています。
		□コンセント、配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。
8	発電機（可搬式等）	□発電機は、正しい使用・取扱い方法を確実に理解しています。
		□観客等が容易に近づけないように、ロープ等で区画しています。
		□途中で給油しなくても良いようにしています。
		□運転中、暗い場所や観客等のいる場所での給油は絶対にしません。
9	危険物容器（ガソリン等）	□運搬及び保管する容器は、消防法令に適合した金属容器を使用し、キャップを確実に締め、取扱説明書に基づき正しく使用します。
		□直射日光が当たらない風通しの良い場所で、発電機及び観客等から十分な安全な距離を保っています。
		□容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実に行います。
10	玩具用花火	□たばこ等の火で着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎シートで覆って販売します。
11	暖房器具	□暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用し、使用中はその場を離れません。
12	放火防止対策等	□２日間以上にわたり開設する場合には、ＬＰガスボンベその他の燃料、発電機は、露店終了後には持ち帰ります。
		□ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。